

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0731 第 1 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和 2 年 8 月 1 日より適用

《新規収載項目》

● 新規項目・改良項目

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	検査実施状況
RAS 遺伝子変異 (血漿)	7,500 点 / 遺・染 (100 点)	「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」と「イ」の「(1)」を合算した点数に準じる	未実施
	注 釈		
RAS 遺伝子変異 (血漿) (1) ~ (15) (略) (16) RAS 遺伝子検査 (血漿) は、「1」の「ロ」処理が複雑なものと、「イ」処理が容易なもの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。 ア 本検査は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタル PCR 法とフローサイトメトリー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者 1 人につき、1 回に限り算定できる。ただし、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、(2) のイに規定する大腸癌における RAS 遺伝子検査又は (3) のカに規定する大腸癌における K-ras 遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。 イ 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載する。 ウ 本検査と、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、(2) のイに規定する大腸癌における RAS 遺伝子検査又は (3) のカに規定する大腸癌における K-ras 遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。			
主な測定目的			
血漿から抽出したゲノム DNA 中の RAS (KRAS 及び NRAS) 遺伝子変異の検出 (セツキシマブ (遺伝子組換え) 及びパニツムマブ (遺伝子組換え) の結腸・直腸癌患者への適応を判定するための補助に用いる)			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	検査実施状況
サイトメガロウイルス 核酸定量	450点 / 微生物 (150点)	「D023」微生物核酸同定・定量 検査の「14」に準じる	未実施
	注 釈		
	サイトメガロウイルス核酸定量 サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に、「D023」の「14」単純疱疹ウイルス・水痘・帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、本検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
主な測定目的			
血漿又は全血中のサイトメガロウイルス (CMV) DNA の測定 (サイトメガロウイルス感染症の診断補助)			

● 新項目

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	検査実施状況
抗 AAV 抗体キット	12,850点 / 遺・染 (100点)	「D006-4」遺伝学的検査の「3」と「D014」自己抗体検査の「45」を合算した点数に準じる	未実施
	注 釈		
	抗 AAV 抗体キット (1) ~ (7) (略) (8) 脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲン アベパルボベクの適応を判定するための補助を目的として、ELISA法により抗アデノ随伴ウイルス9型 (AAV9) 抗体の測定を実施する場合は、「3」処理が極めて複雑なもの所定点数と「D014」の「45」抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査) を合算した点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針に示されている施設基準を満たす保険医療機関において、原則として2歳未満の患者1人につき1回、算定する。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。		
主な測定目的			
血清中の抗アデノ随伴ウイルス9型 (AAV9) 抗体の測定 (脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲンアベパルボベクの適応を判定するための補助)			